

序章 立地適正化計画の背景と目的等

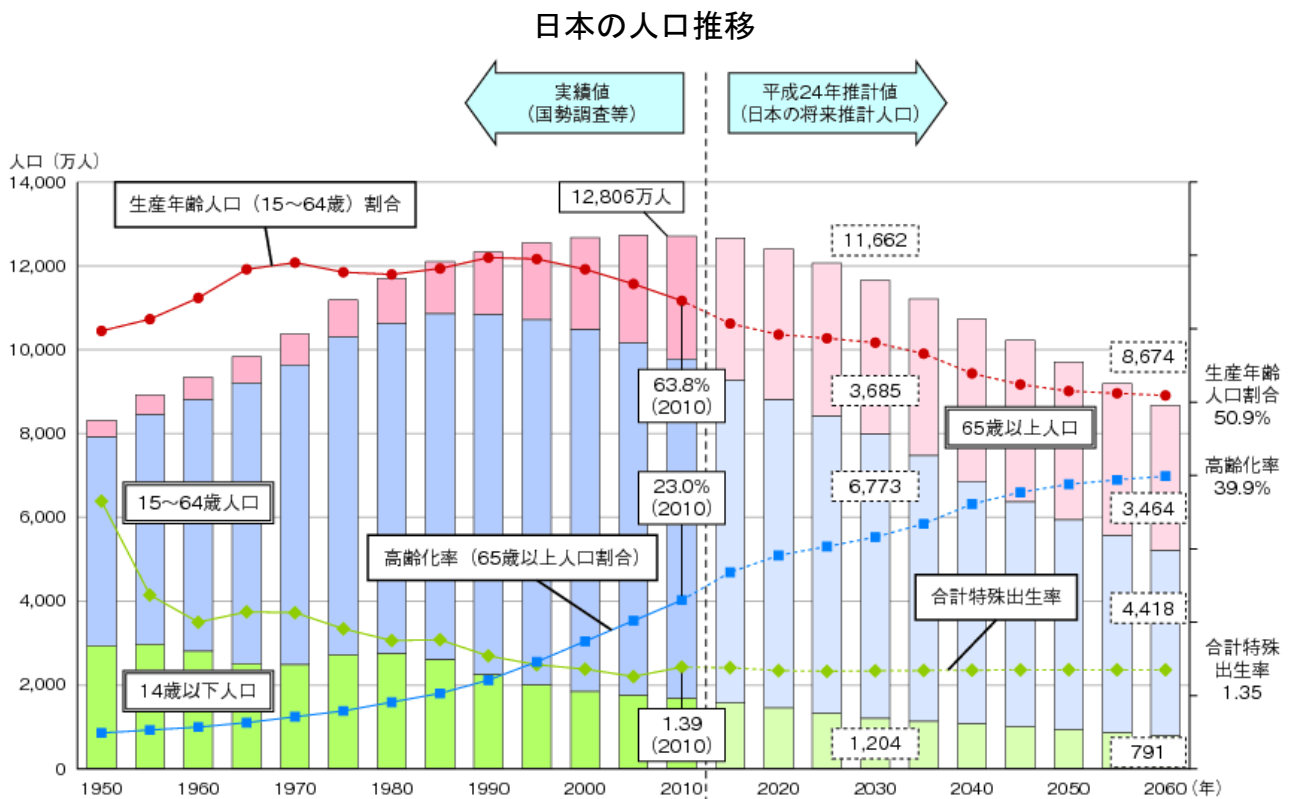
(1) 立地適正化計画策定の背景

① 少子高齢化・人口減少社会

国の予測では、日本の人口は平成20年(2008年)をピークに減少に転じ、平成42年(2030年)には、1億1,662万人を経て、平成60年(2048年)には、1億人を割り込み、平成72年(2060年)には総人口9,000万人を割り込むことが推計されています。

また、生産年齢人口(15~64歳の人口)は、平成22年(2010年)の63.8%から減少を続け、平成29年(2017年)には、60%台を割った後、平成72年(2060年)には50.9%になるのに対し、高齢化率(高齢人口の総人口に対する割合)は、平成22年(2010年)の23.0%から、平成25年(2013年)には25.1%で4人に1人を上回り、平成72年(2060年)には39.9%、すなわち2.5人に1人が65歳以上になると推計されています。

このように、我が国は、今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、この中で新たな経済成長に向けた取組が不可欠であります。



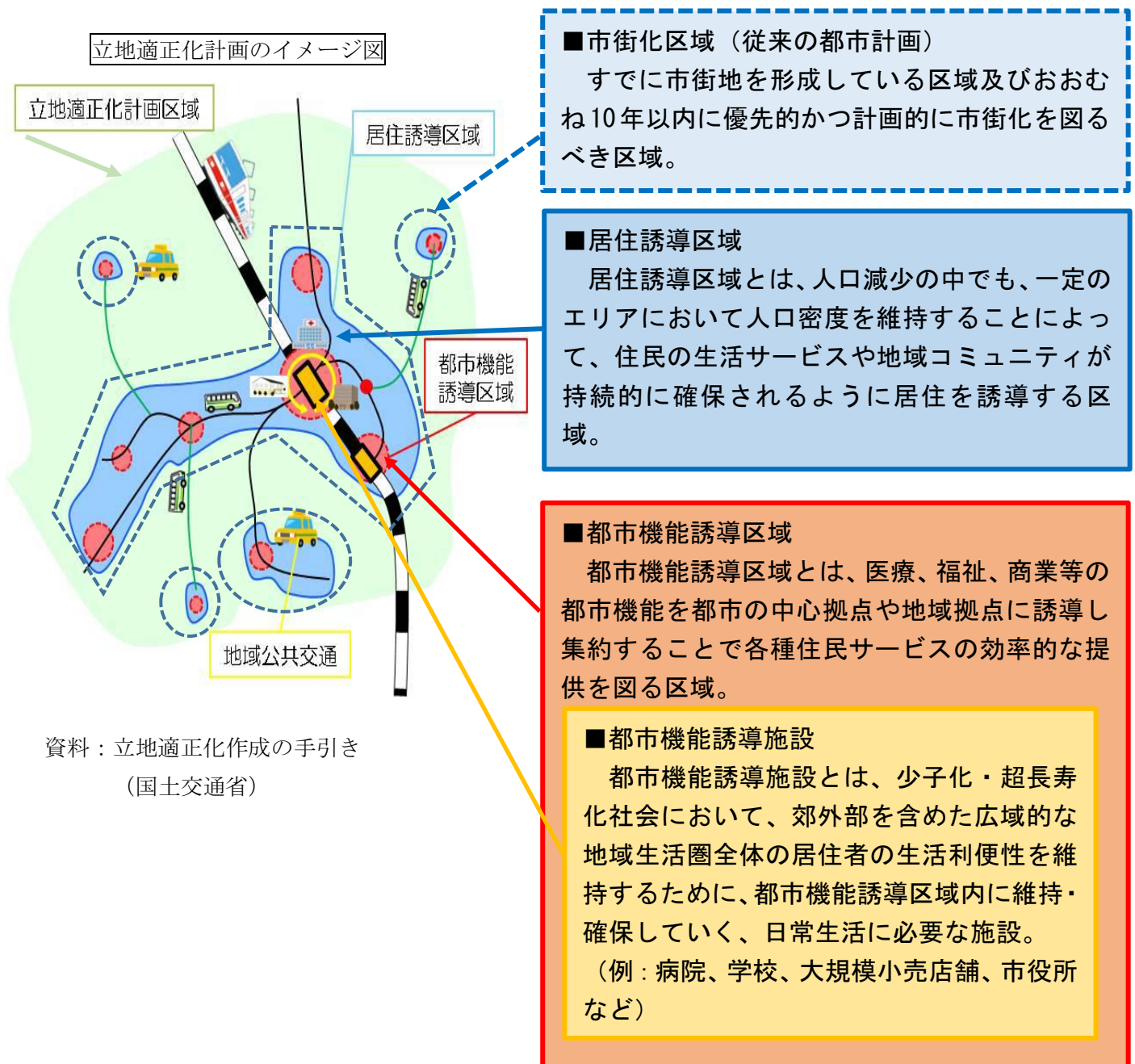
資料: 総務省「平成24年版 情報通信白書のポイント」

②立地適正化計画制度とは

立地適正化計画は、医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と居住機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられています。

今後のまちづくりは、人口の急激な減少と超長寿化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題であります。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできるなど、交通も含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を基本とした施策を進めることが重要であります。

これを受けて、平成26年5月に国の都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。



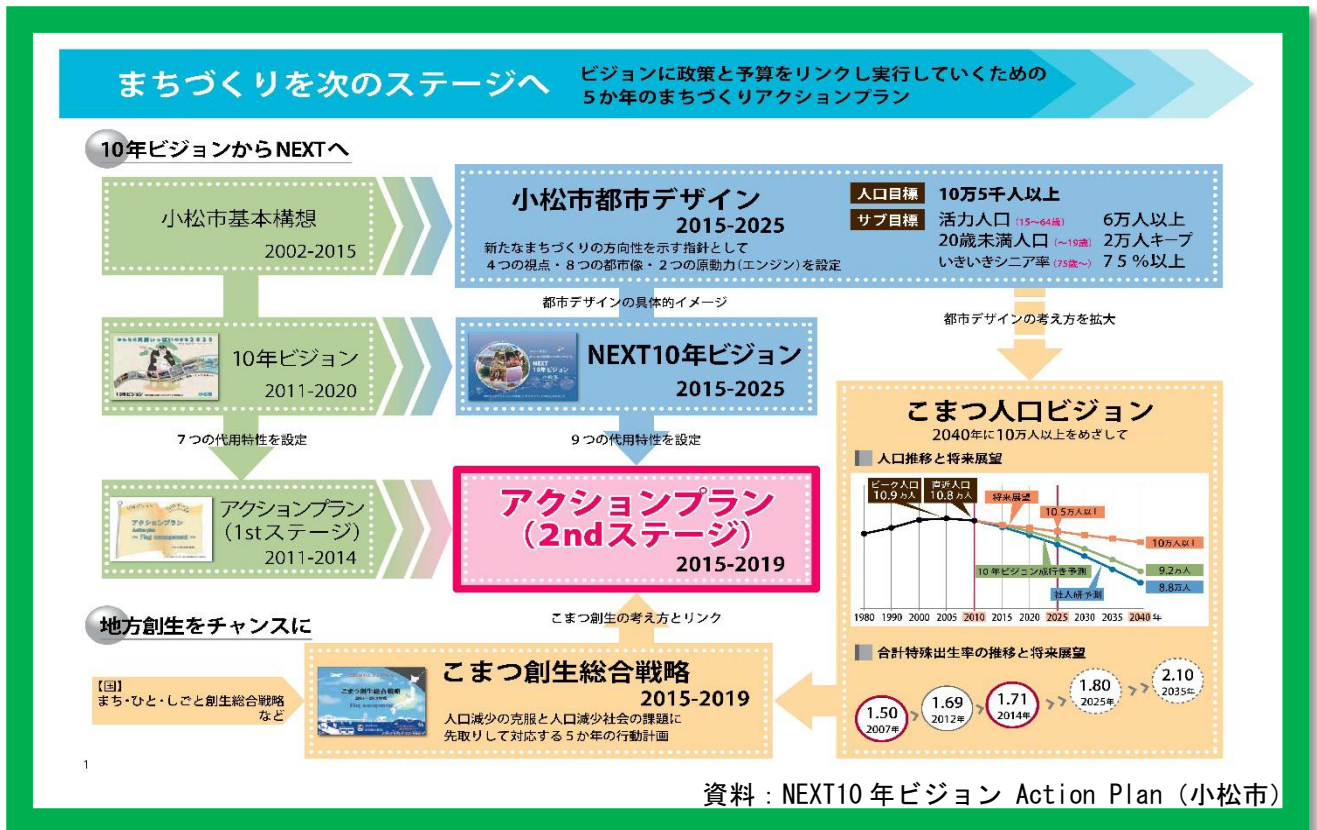
③立地適正化計画策定目的

1. 策定目的

人口減少、長寿化が進む中、地域の活力を維持・増進し、都市を持続可能なものとするために、「NEXT10年ビジョン」で、まちづくりを進めてきました。今回は、その計画の下、居住や都市機能の誘導の取組みをより一体的・総合的に推進するため、「小松市立地適正化計画」を策定するものです。

2. 位置づけ

【上位計画】



小松市都市計画 マスタープラン

【立地適正化計画に関連する課題】

- 広域交通機能の充実と活用
- 暮らしや長寿社会への対応
- 定住と交流の増大
- 災害に強い安全な都市空間の形成

小松市立地適正化計画

都市計画マスタープランの課題と同じ方向性のもと、課題の解決に向けた取組を推進する計画

連携・整合

各種関連計画

都市再生整備、医療・福祉、防災、公共施設再編等に関する計画

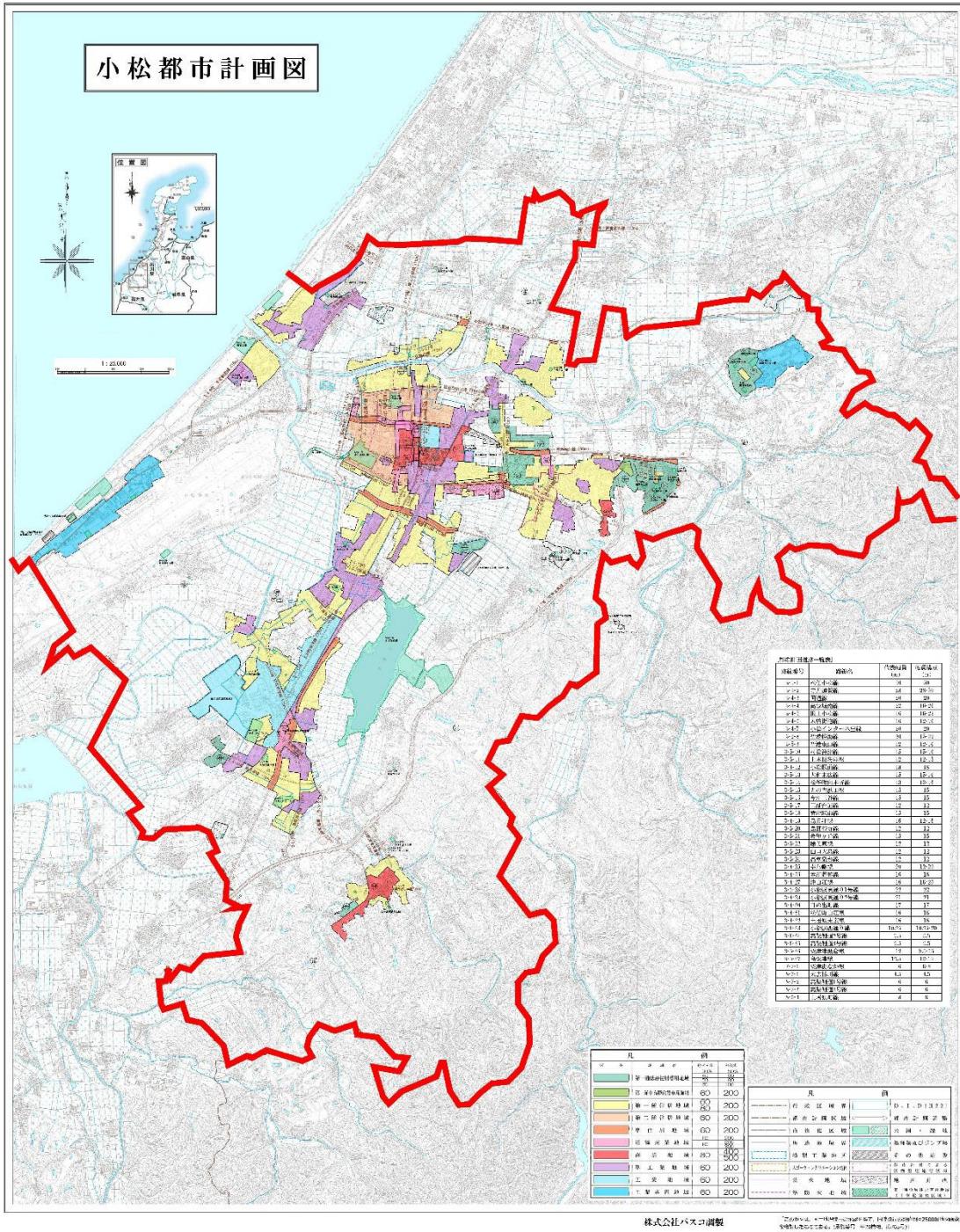
- 地域公共交通構想
- 公共施設マネジメント計画
- 都市再生整備計画

等

④立地適正化計画の区域

本計画の区域は、都市再生法特別措置法第81条第1項に基づき、小松市内の都市計画区域全体とします。

□計画対象区域



平成二十七年六月現在
小松市

⑤計画期間

「小松市都市計画マスタープラン」の目標年次である、平成42年（2030年）までの期間とする。しかしながら本計画は都市機能施設や居住などを緩やかにコントロール制度であり、計画の実現に向けては長期的な取組が必要であることから、平成42年（2030年）以降については達成状況に応じて計画の見直しを行う。